

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会防災行動計画検討部会

高梁川水害タイムライン検討会規約

(目的)

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（防災行動計画）を検討することを目的として設置する「高梁川水系を対象としたタイムライン検討会」（以下「高梁川水害タイムライン検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 高梁川水害タイムライン検討会は、次の事項について所掌する。

- 1 高梁川水害タイムライン検討会の参加機関を対象とした高梁川水系における台風及び内水等による風水害に備えたタイムラインの検討を行う。
- 2 高梁川水害タイムライン検討会の検討結果については、検討部会へ報告する。
- 3 その他必要な事項

(組織構成)

第3条 高梁川水害タイムライン検討の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 高梁川水害タイムライン検討会は、別紙に掲げる構成機関をもって構成する。
- 2 高梁川水害タイムライン検討会は、第1項によるもののほか、必要に応じて構成機関以外のものの出席を要請し、意見を聞くことができる。
- 3 高梁川水害タイムライン検討会には座長を置くものとする。
- 4 座長は、会務を総括し、高梁川水害タイムライン検討会を代表する。

(検討会の招集等)

第4条 高梁川水害タイムライン検討会は、座長の招集により検討会を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討会の公開)

第5条 高梁川水害タイムライン検討会は、原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 1 検討会における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページにて公開するものとする。

(事務局)

第6条 高梁川水害タイムライン検討会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 1 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、高梁川水害タイムライン検討会の運営に関し必要な事項については、高梁川水害タイムライン検討会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成30年12月27日から施行する。

本規約は、令和 1年 5月 日から施行する。

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会防災行動計画検討部会
高梁川水害タイムライン検討会

(構成機関) 倉敷市

井原市

総社市

高梁市

新見市

浅口市

早島町

矢掛町

笠岡市

(一社) 岡山県 LP ガス協会

西日本電信電話(株) 岡山支店

西日本旅客鉄道(株) 岡山支社

井原鉄道(株)

水島臨海鉄道(株)

(公社) 岡山県バス協会

日本放送協会 岡山放送局

西日本放送(株)

(株) 瀬戸内海放送

山陽放送(株)

テレビせとうち(株)

岡山放送(株)

井原放送(株)

(株) 倉敷ケーブルテレビ

(株) 吉備ケーブルテレビ

玉島テレビ放送(株)

岡山エフエム放送(株)

(株) エフエムくらしき

エムエムゆめウェーブ(株)

中国電力(株)

岡山県

岡山県警察本部

陸上自衛隊日本原駐屯地

NPO 法人まちづくり推進機構岡山

高梁川用水土地改良区

農林水産省 中国四国農政局

気象庁 岡山地方气象台

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所
(アドバイザー)

岡山大学大学院 西山哲 教授

岡山大学大学院 前野詩朗 教授

(オブザーバー)

広島県

里庄町